

町田市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年(2014年) 8 月 2 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例

町田市保健所関係手数料条例（平成22年12月町田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「の規定による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「適用」を「規定による支援給付」に改める。

別表106の項から123の項までを次のように改める。

106 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく薬局開設許可申請手数料	1件につき 34,100円
107 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第4項の規定に基づく薬局開設許可更新申請手数料	1件につき 12,700円
108 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第1項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第80条第1項第1号の規定に基づく薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料	1件につき 7,200円
109 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第2項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第8項の規	1件につき 4,400円

<p>定に基づく薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料</p>	
<p>1 1 0 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 1 3 条第 1 項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 8 0 条第 1 項第 2 号の規定に基づく薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料</p>	<p>1 件につき 1 3, 8 0 0 円</p>
<p>1 1 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 1 3 条第 3 項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 8 0 条第 8 項の規定に基づく薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料</p>	<p>1 件につき 7, 6 0 0 円</p>
<p>1 1 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 1 4 条第 1 項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 8 0 条第 1 項第 1 号の規定に基づく薬局製造販売医薬品製造販売品目承認申請手数料</p>	<p>1 件につき 1 4 0 円</p>
<p>1 1 3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 1 4 条第 9 項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 8 0 条第 1 項第 1 号の規定に基づく薬局製造販売医薬品製造販売</p>	<p>1 件につき 1 4 0 円</p>

品目一部変更承認申請手数料	
1 1 4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 4 条第 1 項の規定に基づく医薬品販売業許可申請手数料	1 件につき 3 4, 1 0 0 円
1 1 5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 4 条第 2 項の規定に基づく医薬品販売業許可更新申請手数料	1 件につき 1 2, 7 0 0 円
1 1 6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 3 9 条第 1 項の規定に基づく高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料	1 件につき 3 4, 1 0 0 円
1 1 7 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 3 9 条第 4 項の規定に基づく高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料	1 件につき 1 2, 4 0 0 円
1 1 8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 1 条の 5 第 1 項及び第 4 5 条第 1 項の規定に基づく薬局開設許可証又は医薬品販売業許可証の書換交付申請手数料	1 件につき 2, 5 0 0 円
1 1 9 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 1 条の 6 第 1 項及び第 4 6 条第 1 項の規定に基づく薬局開設許可証又は医薬品販売業許可証の再交付申請	1 件につき 3, 5 0 0 円

手数料	
120 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第5条第1項及び第4項並びに第12条第1項及び第4項の規定に基づく薬局製造販売医薬品製造販売業又は製造業許可証書換交付申請手数料	1件につき 2,400円
121 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第6条第1項及び第5項並びに第13条第1項及び第5項の規定に基づく薬局製造販売医薬品製造販売業又は製造業許可証再交付申請手数料	1件につき 3,400円
122 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第45条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可証の書換交付申請手数料	1件につき 2,400円
123 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第46条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可証の再交付申請手数料	1件につき 3,400円

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成26年11月25日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の町田市保健所関係手数料条例第5条の規定は、平成26年10月1日から適用する。

町田市保健所関係手数料条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(減免)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を免除する。</p> <p>(1) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者から申請があったとき。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(減免)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を免除する。</p> <p>(1) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の適用を受けている者から申請があったとき。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>

町田市保健所関係手数料条例新旧対照表（改正後）

別表（第2条関係）

名称	金額
1～105 略	略
106 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u> （昭和35年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく薬局開設許可申請手数料	1件につき 34,100円
107 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u> 第4条第4項の規定に基づく薬局開設許可更新申請手数料	1件につき 12,700円
108 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u> 第12条第1項及び <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令</u> （昭和36年政令第11号）第80条第1項第1号の規定に基づく薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料	1件につき 7,200円
109 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u> 第12条第2項及び <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令</u> 第80条第8項の規定に基づく薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	1件につき 4,400円
110 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u> 第13条第1項及び <u>医</u>	1件につき 13,800円

町田市保健所関係手数料条例新旧対照表（改正後）

<p><u>薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第1項第2号の規定に基づく薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料</u></p>	
<p>1 1 1 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第3項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第8項の規定に基づく薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料</u></p>	<p>1件につき 7,600円</p>
<p>1 1 2 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第1項第1号の規定に基づく薬局製造販売医薬品製造販売品目承認申請手数料</u></p>	<p>1件につき 140円</p>
<p>1 1 3 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第9項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第1項第1号の規定に基づく薬局製造販売医薬品製造販売品目一部変更承認申請手数料</u></p>	<p>1件につき 140円</p>
<p>1 1 4 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第1項の規定</u></p>	<p>1件につき 34,100円</p>

町田市保健所関係手数料条例新旧対照表（改正後）

に基づく医薬品販売業許可申請手数料	
1 1 5 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第2項の規定</u> に基づく医薬品販売業許可更新申請手数料	1件につき 12,700円
1 1 6 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定</u> に基づく高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料	1件につき 34,100円
1 1 7 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第4項の規定</u> に基づく高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料	1件につき 12,400円
1 1 8 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の5第1項及び第45条第1項の規定に基づく薬局開設許可証又は医薬品販売業許可証の書換交付申請手数料</u>	1件につき 2,500円
1 1 9 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の6第1項及び第46条第1項の規定に基づく薬局開設許可証又は医薬品販売業許可証の再交付申請手数料</u>	1件につき 3,500円
1 2 0 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第5条第1項及び第4項並びに第12条第1項及び第4項の規定</u>	1件につき 2,400円

町田市保健所関係手数料条例新旧対照表（改正後）

<p><u>に基づく薬局製造販売医薬品製造販売業又は製造業許可証書換交付申請手数料</u></p>	
<p>1 2 1 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 6 条第 1 項及び第 5 項並びに第 1 3 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく薬局製造販売医薬品製造販売業又は製造業許可証再交付申請手数料</u></p>	<p>1 件につき 3, 4 0 0 円</p>
<p>1 2 2 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 4 5 条第 1 項の規定に基づく高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可証の書換交付申請手数料</u></p>	<p>1 件につき 2, 4 0 0 円</p>
<p>1 2 3 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 4 6 条第 1 項の規定に基づく高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可証の再交付申請手数料</u></p>	<p>1 件につき 3, 4 0 0 円</p>
<p>1 2 4 ~ 1 4 2 略</p>	<p>略</p>

町田市保健所関係手数料条例新旧対照表（改正前）

別表（第2条関係）

名称	金額
1～105 略	略
106 <u>薬事法</u> （昭和35年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく薬局開設許可申請手数料	1件につき 34,100円
107 <u>薬事法</u> 第4条第4項の規定に基づく薬局開設許可更新申請手数料	1件につき 12,700円
108 <u>薬事法</u> 第12条第1項及び <u>薬事法施行令</u> （昭和36年政令第11号）第80条第1項第1号の規定に基づく薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料	1件につき 7,200円
109 <u>薬事法</u> 第12条第2項及び <u>薬事法施行令第80条第4項</u> の規定に基づく薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	1件につき 4,400円
110 <u>薬事法</u> 第13条第1項及び <u>薬事法施行令第80条第1項第2号</u> の規定に基づく薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料	1件につき 13,800円
111 <u>薬事法</u> 第13条第3項及び <u>薬事法施行令第80条第4項</u> の規定に基づく薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	1件につき 7,600円
112 <u>薬事法</u> 第14条第1項及び <u>薬事法施行令第80条第1項第1号</u> の規定に基づく薬局製造販売医薬品製造販売品目承認申請手数料	1件につき 140円

町田市保健所関係手数料条例新旧対照表（改正前）

<p>1 1 3 <u>薬事法第14条第9項及び薬事法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく薬局製造販売医薬品製造販売品目一部変更承認申請手数料</u></p>	<p>1件につき 140円</p>
<p>1 1 4 <u>薬事法第24条第1項の規定に基づく医薬品販売業許可申請手数料</u></p>	<p>1件につき 34,100円</p>
<p>1 1 5 <u>薬事法第24条第2項の規定に基づく医薬品販売業許可更新申請手数料</u></p>	<p>1件につき 12,700円</p>
<p>1 1 6 <u>薬事法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等販売業又は賃貸業許可申請手数料</u></p>	<p>1件につき 34,100円</p>
<p>1 1 7 <u>薬事法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等販売業又は賃貸業許可更新申請手数料</u></p>	<p>1件につき 12,400円</p>
<p>1 1 8 <u>薬事法施行令第5条第1項及び第4項並びに第12条第1項及び第4項の規定に基づく薬局製造販売医薬品製造販売業又は製造業許可証書換交付申請手数料</u></p>	<p>1件につき 2,400円</p>
<p>1 1 9 <u>薬事法施行令第6条第1項及び第5項並びに第13条第1項及び第5項の規定に基づく薬局製造販売医薬品製造販売業又は製造業許可証再交付申請手数料</u></p>	<p>1件につき 3,400円</p>
<p>1 2 0 <u>薬事法施行令第45条の規定に基づく薬局開設許可証又は医薬品販売業許可証の書換交付申請手数料</u></p>	<p>1件につき 2,500円</p>
<p>1 2 1 <u>薬事法施行令第45条の規定に基づく高度</u></p>	<p>1件につき 2,400円</p>

町田市保健所関係手数料条例新旧対照表（改正前）

<p><u>管理医療機器等販売業又は賃貸業の許可証の書換 交付申請手数料</u></p>	
<p>1 2 2 <u>薬事法施行令第46条第1項及び第2項の 規定に基づく薬局開設許可証又は医薬品販売業許 可証の再交付申請手数料</u></p>	<p>1件につき 3,500円</p>
<p>1 2 3 <u>薬事法施行令第46条第1項及び第2項の 規定に基づく高度管理医療機器等販売業又は賃貸 業の許可証の再交付申請手数料</u></p>	<p>1件につき 3,400円</p>
<p>1 2 4 ~ 1 4 2 略</p>	<p>略</p>